

重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業主体名	特定非営利活動法人NPOふくし永源寺
法人の種類	特定非営利活動法人
サービス種類	指定介護予防認知症対応型共同生活介護
代表者名	理事長 古谷 良衛
所在地	東近江市上平木町 1158 番地
法人の理念	<p>基本理念</p> <p>その人らしさを生かし 人としての尊厳を大切にします。</p> <p>「ホッとやすらげる」ここちよい暮らしを支えます。</p> <p>地域の中の拠点となり地域の一員としてまちづくりに貢献します。</p>
他の介護保険関連の事業	<p>グループホームやすらぎの里永源寺</p> <p>グループホームやすらぎの里けやき</p> <p>認知症対応型デイサービスやすらぎの里</p> <p>デイサービスひいらぎの里</p> <p>やすらぎの里ケアプラザ（居宅介護支援事業）</p>

2. ホーム概要

ホーム名	グループホームひいらぎの里
ホームの目的	認知症等の症状で自宅での生活が困難な方に、共同生活をする中で自立能力を引き出し他の利用者と一緒に楽しく暮らせる暖かい安らぎの場作りを行い認知症の進行を予防します。
ホームの運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ①利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスができるように支援します。 ②日々の生活の中で、利用者の能力が最大限発揮され、生き活きとした生活が送れるように支援します。 ③ひいらぎの里は、自宅にかわる「もう一つの家」として、安全で安心して暮らせる環境を整えます。 ④利用者が地域社会の一員として生活できるように、地域に開かれた施設運営をおこないます。 ⑤利用者のご家族の絆を大切にし、ご家族にも安心していただけるよう努めます。
ホームの責任者	古谷 良衛
開設年月日	平成 25 年 4 月 1 日
保険事業者指定番号	2 5 9 0 5 0 0 1 4 2
所在地、電話・FAX 番号	(電話) 0748-24-5353 (FAX) 0748-24-5355
敷地概要 (権利関係)	面積宅地 742.1 m ² 借地
建物概要 (権利関係)	構造：木造平屋 延床面積： 282.48 m ²
施設の概要	1室あたりの居室面積 約 9.36 m ² フローリング。全室個室。食堂 (床暖房)。洗面台
共用施設の概要	台所 食堂 リビングルーム 便所 (4箇所) 浴室
緊急対応方法	利用者の心身の状態に異変その他緊急が生じた時は、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。
防犯防災設備 避難設備等の概要	消火器 防犯連絡装置 火災報知機 非常口案内標識 非常通報装置
損害賠償責任保険加入先	(株) 損害保険ジャパン

3. 職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等 内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1人		1			介護支援専門員	認知症介護実践者研修 管理者研修
計画作成担当者	1人		1			介護支援専門員	認知症介護実践者研修
介護従事者	14人	2	3	8	1	介護福祉士 社会福祉主事 ヘルパー2級	初任者研修

4. 勤務体制

昼間の体制	4人 {早出1人。日勤1人。遅出2人。}
夜間の体制	1人夜勤

5. 当施設ご利用の際の留意事項

- ① 医療機関への受診は、できるだけ家族の付き添いをお願いします。
- ② 外出、外泊の際には必ず、行き先と帰宅時間及び連絡先を職員に申し出てください。特に欠食届けは、前日までにお願いします。
- ③ 所持品は入居の際、本人及び家族立ち会いの上、職員が荷物を確認させていただきます。また新たに持ち込まれる際には、職員に報告をお願いします。
- ④ 2ヶ月以上、利用者負担金を滞納された時は、退去していただきます。
- ⑤ ペットの持ち込みは出来ません。
- ⑥ 入居後、暴力行為等共同生活にふさわしくない行為が見られた場合は、双方で相談の上、退去していただきます。
- ⑦ 利用者の状態が重度化、又は終末期に陥り、共同生活では安静と安全が確保できないと事業者が判断した時は、双方で相談の上、退去していただきます。
- ⑧ 精神的に不安定な場合や病状により常時付き添いが必要な場合は、ご家族に宿泊していただきて付き添っていただく事もあります。
- ⑨ 当事業者において、事業の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、その損害の発生について、利用者の故意または過失がみとめられる場合には、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービスおよび利用料等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。 適用区分は7級地となり1単位を10.14円とします。
加算	初期加算：入居後30日に限り、1日30単位加算します。
居住費	53,000円/月
食費	1,900円/日(朝食：400円、昼食：700円、夕食：700円 おやつ：100円)
管理費(水道光熱費、施設維持費)	30,000円/月
寝具リース料	75円/日
居室電気代	電化製品1台につき31円/日
個人消耗品の費用	個人で使用した品は、実費精算で自己負担となります。
保険対象外サービス	各個人の利用に応じて自己負担となります(医療費等)。 料金の改定は理由を付して事前に連絡します。
前払い金	一律200,000円 退去される時に、入居時と同程度の居室の状態に修復するのに要する費用を差し引き、お返しいたします。退去時に滞納がある場合、前払い金は滞納金に充てるものとします。

- ① 経営状況の著しい変化そのたやむを得ない事由がある場合には、相当な額に変更する事があります。その場合は、事前に変更の内容と変更する事由について説明します。
- ② 前払金は、一律200,000円を入居時に現金でいただきます。退去される時に、居室の修復に要する費用を差し引き、お返し致します。また、退去時に滞納がある場合は、滞納金に充てるものとします。

③ 介護保険による基本料金

介護予防認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護費 (介護保険自己負担分)		介護予防短期利用共同生活介護費 (介護保険自己負担分)	
要支援 2	761 単位/日	要支援 2	789 単位/日
介護職員 処遇改善加算	基本サービス費に各種加算を加えた総自己負担分の12.5%	介護職員 処遇改善加算	基本サービス費に各種加算を加えた総自己負担分の12.5%
地域区分	7級地 10.14 円	地域区分	7級地 10.14 円
初期加算 入居した日から 30 日まで	30 単位/日		

※利用料の算定・・・単位数×日数×処遇改善加算×地域区分＝10割とし、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担の割合に応じて算定されます。

④ 介護予防短期利用共同生活介護（自己負担分）

食事代（1日）1,900円 個室代 1,500円

⑤ 利用料の支払

イ. 前記の料金、費用の支払いは、口座引落としとさせていただきます。

ロ. 利用料金は1ヶ月毎に計算し、翌月10日までに請求させていただき、毎月15日（金融機関指定引落日）にお届けの口座から引落としさせていただきます。

ハ. 一ヶ月に満たない利用料金については、利用日数に基づき計算します。

ニ. 上記以外の支払方法をご希望される方は、担当者までお申し出ください。

7. 協力医療機関

協力医療機関名	在田医院
協力医師	氏名： 在田 耕生 常勤・非常勤の別：非常勤

8. 苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	担当者氏名： 岡田 麻美
外部苦情申立て機関 (連絡先電話番号)	機 関 名：東近江市長寿福祉課 (電話) 0748-24-5678 (FAX) 0748-24-1052 機 関 名：滋賀県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談 (電話) 077-510-6605 (専用)

令和 年 月 日

(事業者) 特定非営利活動法人ふくし永源寺

理事長 古谷 良衛

印

ホーム名 グループホームひいらぎの里

住所 東近江市上平木町 1158 番地

説明者名 岡田 麻美

印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所

氏名

印

(利用者代理人)

住所

氏名

印

(身元引受人)

住所

氏名

印